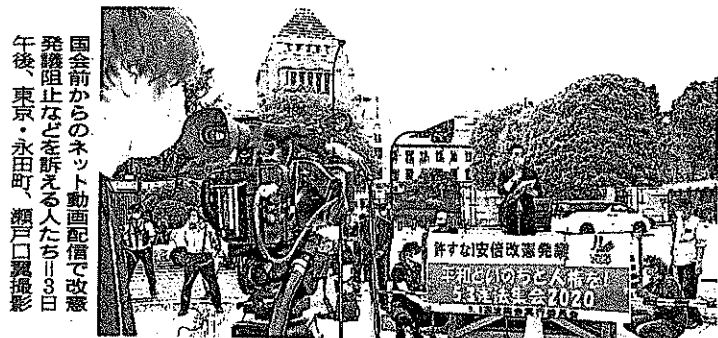


相次ぐ中止 ネットで実現模索も

コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言下で迎えた3日の憲法記念日。憲法がその自由を保障する集会を実施できず、オンラインに切り替えて活動を模索する人も。社会生活が制約される中、あらためて憲法と向き合った。



国会前からのネット動画配信で改憲発議阻止などを訴える人たちが3日午後、東京・永田町、瀬戸口裏撮影

コロナ禍で実質的に制約される憲法上の権利

- 集会の自由** — 21条1項
集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する
- 教育を受ける権利** — 26条1項
すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する
- 移動の自由** — 22条1項
何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する
- 営業の自由** — 29条1項
財産権は、これを侵してはならない

「不要不急の憲法審査会開催強行を許してはいけない」。3日午後、そんな憲法学者の訴えが、国会前からネットに中継された。「平和といのちと人権を！」「5・3憲法集会」と銘打って2015年から数万人規模の集会を開いてきたが、今年度は東京・有明での集会を中止。国会前から学者らのスピーチを中継し、約3千人が視聴した。

同じ頃、広島市の弁護士・榎大樹さん(44)はテレビ会議システムで講演を配信し、42都道府県から400人を超える人が参加した。国家権力は「ライオン」で、憲法は「檻」と例え、各地で講演を続けている。コロナ禍のなか、憲法

を改正して緊急事態条項を新設すべきだという主張について「ライオンが内側から自由に檻の鍵を開けられることになる」と批判。主催者である国民自身が、憲法12条に記された「不断の努力」で、「ライオンが檻から出てこようとしたとき、ブレイクをかけることが大切」と語った。

21条で「集会の自由」を保障している憲法が施行されてから、73年目の記念日。だがコロナ禍で例年とは違う過ごし方の人も多い。愛媛県東温市の田中明治さん(66)は、数十年ぶりにこの日を自宅で過ごした。事務局次長を務める「愛媛憲法集会実行委員会」が、予定していた集会とデモを中止したからだ。「迷いましたけど、この状況で千人規模の集会を開くのは厳しいと判断しました」

また日本平和委員会は、憲法への思いをツイッターに投稿するよう呼び掛ける「#デモろう」

「SNSに意見」

キャンペーンを企画した。題して、「#憲法記念日にうごけデモろう」。「憲法

た」と話す。例年、集会後のデモ行進には3000人ほどが参加していた。「集会で結束を強めることも、デモによるアピールもできないのは残念。コロナを口実に、権利を制限できる憲法にしてはいけない。萎縮せずに声を上げなければ」

集会の価値 見つめ直して



専修大法科大学院 棟居快行教授

憲法21条が保障する「集会の自由」は基本的な権利のなかでも重要な「表現の自由」の一つです。原則、国家が制約してはならず、やむを得ない事情があっても、制約は必要最小限でなければ、違憲です。

国家が外出自粛要請を出し、集会の自由を実質的に制約することで、市民側には3密につながる集会の開催を躊躇する意識が強まっています。その中でインターネット上で、多くの集会が開かれています。ネット集会は誰でも、どこからでも参加で

きるのが利点ですが、同じような思想や属性の人の集まりになつていないか、注意が必要です。実際、人同士が顔を合わせる「生の集会のように、多様な意見を出し合う中で偶発的な「ズレ」が起き、新しい発想が生まれる、そんな集会の意義が保たれないかもしれません。

「日本国憲法のせいで新型コロナウイルスの強力な対策ができない」との声もありますが、国民の安全確保を理由に国家が自由に制約できる権力を恣意的に利用する恐れがあります。移動や経済活動など様々な自由が制約された今だからこそ、新型コロナウイルスの収束後を見すえ、人と人が双方方向で語り合う集会の価値を見つめ直してほしいです。(聞き手・米田優人)

「西村美幸さん(41)は「若者が発信し、共有できる機会をつくるためのSNSデモ。声を上げたいという気持ちに込めるツールを共有できたと思う」と話した。

一方、憲法改正をめざす国民運動組織「日本会議」系の団体は3日、憲法フォーラムを生中継し、出演したジャーナリストの櫻井よし氏が「私たちの国は特殊です。各国のように、強い措置を何もとれない、権利や自由を制限できない」と憲法改正を訴えた。